

新潟県病院局管理規程第14号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月1日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（証券納付）</p> <p>第37条 納入義務者は、次の各号に掲げる証券により収入を納付することができる。ただし、その金額が納付金額を超えないものに限る。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手等（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「地方公営企業法施行令」という。）第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。以下この項において同じ。）又は企業出納員、現金取扱員、出納店若しくは収納店を受取人とする小切手等で、<u>電子交換所</u>に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、呈示期間内に支払のための呈示をすることができるもの</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>（証券納付）</p> <p>第37条 納入義務者は、次の各号に掲げる証券により収入を納付することができる。ただし、その金額が納付金額を超えないものに限る。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手等（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「地方公営企業法施行令」という。）第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。以下この項において同じ。）又は企業出納員、現金取扱員、出納店若しくは収納店を受取人とする小切手等で、<u>手形交換所</u>に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、<u>支払地が即日現金化できる地域内であって、その呈示期間内に支払のための呈示をすることができるもの</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

附 則

（施行期日）

この規程は、令和4年11月4日から施行する。